

死亡届を出された後の市役所での手続き

(手続き内容は亡くなった方の状況により異なりますので、必要に応じて担当窓口までお越しください)

階	担当課	窓口 番号	手続き内容	必要なもの	
1階	市民窓口課 (市民総合窓口)	4	印鑑登録証の返却	印鑑登録証	
			住民基本台帳カードの返却	住民基本台帳カード	
			原付等の名義変更	申告済証、印鑑	
			原付等の廃車	申告済証、印鑑、 ナンバープレート	
			5	年金加入状況、受給状況により 日本年金機構への手続き等案内	基礎年金番号がわかるもの 〔国民年金証書、年金手帳、 年金振込通知書 等〕
	保険医療課		6	国民健康保険証等の返却 家族の保険証等の書替 葬祭費の申請	国民健康保険証等 葬儀の領収書 領収書の宛名の方の印鑑 振込先の通帳
			7	後期高齢者医療被保険者証の返却 葬祭費の申請	後期高齢者医療被保険者証 葬儀の領収書 領収書の宛名の方の印鑑 振込先の通帳
			8	医療証の返却	医療証
	介護保険課		10	介護保険者証の返却	介護保険者証
	子ども子育て課		12	児童手当の受給者変更	印鑑
				保育所・認定こども園の手続き	支給認定書 印鑑
	障がい福祉課		14	精神障害者保健福祉手帳の返却	精神障害者保健福祉手帳 印鑑
身体障害者手帳の返却				身体障害者手帳、印鑑	
療育手帳の返却				療育手帳、印鑑	
2階	税務課		市民税の代表相続人指定届の提出 ※必要な方には後日書類を郵送します	印鑑	
			固定資産税の代表相続人選定届の 提出※必要な方には後日書類を郵送します	印鑑	
6階	水道料金センター		名義変更	印鑑	
7階	農業委員会事務局		農地相続の届出	—	
図書館			利用者カードの返却	利用者カード	

※印鑑は朱肉を使うものをお持ちください。

※手続き詳細については、各担当課へお問合せください。

河内長野市役所 0721-53-1111 (代表)

その他機関での手続き

法務局関係（大阪法務局富田林支局 TEL：23-2432）

- ・死亡された方が土地や建物の名義人の場合、登記の変更手続きが必要です。

電気関係（関西電力羽曳野営業所 TEL：0800-777-8026）

- ・死亡された方が名義人の場合、名義変更等の手続きが必要です。

電話関係（NTT西日本 TEL：116）

- ・死亡された方が名義人の場合、名義変更等の手続きが必要です。
※携帯電話の解約手続き等は、各携帯電話会社にお問合せください。

銀行・郵便局等の金融機関並びに有価証券関係

- ・死亡された方が名義人の場合、解約等の手続きが必要です。

し尿くみ取り収集関係

- ・減少した後の家族の人数をくみ取り業者に直接お伝えください。

手続き詳細については、各関係機関へお問合せください。

ここに掲載の手続きは一般的なものですので、ご家庭の状況により手続き内容は異なります。

以下の書類は相続等で必要になることがあります。

参考にしてください。

- ・死亡された方の住民票除票 : 死亡された方の住民登録地で発行
- ・死亡された方の戸籍謄本（除籍謄本） : 死亡された方の本籍地で発行
※出生から死亡までの連続した戸籍が必要な場合は、複数通になります。
複数の市町村への請求が必要な場合があります。
- ・相続される方の戸籍謄本 : 相続される方の本籍地で発行
- ・死亡された方の死亡届記載事項証明 : 死亡届を提出した役所で発行（届出後一定期間経過すると法務局での発行になる場合があります。）